

令和7年度社会福祉法人牛久市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

みんなでつくる支えあうまちづくりを実現するため、住民の福祉意識の向上を促進し、身近な地域の中で住民が力を合わせ、互いに支え合う住民参加型福祉活動を推進するとともに、その活動に対する支援方法の確立を図る。

また、情報提供の充実と合わせて、個々のニーズに対し、必要とされる生活支援体制を充実するとともに、組織体制の整備や財源の確保に努め、総合的、計画的な事業展開を図る。

2. 基本理念と基本目標

人（地域）をつなぎ、自立した生活を支える、役に立つ社協

- (1) その人らしい生き方を支援する。
- (2) 地域住民の生活課題を解決する。
- (3) 地域の福祉力を高める。
- (4) 役に立つ組織に再構築する。

3. 施策の方向

- (1) 人が出会い、ふれあえる場の提供
- (2) 自分自身の表現する場と社会貢献につなげる場の提供
- (3) 総合相談・総合支援の充実
- (4) 福祉サービス利用支援の充実
- (5) ニーズにあったサービスの開発と実施
- (6) 支えあう心を養う
- (7) 小地域福祉活動の推進
- (8) ボランティア・市民活動の活性化
- (9) 職員教育の徹底
- (10) 安定した財源の確保
- (11) 計画の進行管理
- (12) 適切な法人運営、事務局運営

4. 事業内容

1. その人らしい生き方を支援する。

I. 人が出会い、ふれあえる場の提供

家族や地域の絆を深め、お互いが理解し合い、支え合える場を作り、かけがえのない人の輪を広げる。

[家族や地域をつなげる環境の整備]

(1) 介護者リフレッシュ事業

家庭において、高齢者や認知症の方を介護されている方が、日頃の悩みや不安等をお互いに語り合うことや外出することで、心身のリフレッシュを図るために実施する。

- ・小旅行など 年1回

(2) 介護サロンぬくもり

介護者と介護を受けている外出可能な高齢者、また介護経験のあるボランティアが集い、交流や情報交換等を通して、参加者の不安解消やリフレッシュにつなげるために実施する。

- ・情報交換、交流 毎月1回

II. 自分自身の表現する場と社会貢献につなげる場の提供

その人らしい生きがいがづくりを支援し、地域において個々の力が発揮できるきっかけをつくる。

[生きがいがづくりの支援]

(1) 高齢者いきがい活動

高齢者を対象に、要介護状態に陥らないように生きがいや健康活動を通じての介護予防サービスを提供し、誰もが住みなれた地域で健やかに安心して生活できるふれあいの地域づくりを目指して実施する。

- ・太極拳教室
- ・フォークダンス教室
- ・シニア初心者向け料理教室

[自分の力を地域に活かすきっかけづくり]

(1) 地区社協リーダー研修

住民主体による協働のまちづくりを進めるため、地区社協のリーダー等を対象に、身近な地域におけるつながりや、見守り・支え合い活動の必要性について研修し、地区社協活動を推進する担い手をつくる。

- ・地域福祉に関する研修 年1回

(2) 一家にひとり地域ヘルパー養成研修

支え合う地域社会づくりをすすめるため地域ボランティア等の人材養成及び家族の介護力の向上を目的に、基本的な介護の知識や技術を身につける講座を実施する。

- ・ 講義、演習、施設実習

2. 地域住民の生活課題を解決する。

I. 総合相談・総合支援の充実

各関係機関・団体等との連携強化を図り、住民の生活課題を早期発見・解決に結びつける仕組みを構築する。

[総合相談窓口の整備と各種相談機関との連携]

(1) 総合相談「あんしんホットライン」の運営等

地域住民の参加と関係機関との連携のもと、共に支え合う地域社会づくりを推進するため、住民ニーズを把握し、課題解決の具現化を図る総合相談機能確立することを目的に総合相談窓口を設ける。

- ・ 心配ごと相談 日常生活におけるトラブルに関する相談
- ・ 高齢者に関する相談 介護上での悩みや不安、高齢者に関する相談

II. 福祉サービス利用支援の充実

住民の立場に立った福祉サービス利用の援助や、日常生活における課題に対する支援を行う。

[要援護高齢者への支援の充実]

(1) 地域包括支援センター事業

市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、地域住民一人ひとりに対する個別支援や医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進する。

- ・ 総合相談支援業務
- ・ 権利擁護業務
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(2) 地域ケア個別会議実施事業

市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向け、他職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することで課題解決を支援し、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める他、地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築するとともに、地域に共通した課題を発見することを目的に実施する。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう、要支援・要介護状態になることを予防するために、心身の状況や環境に応じて必要なマネジメント及び支援を行う。

- ・ 指定介護予防支援事業
- ・ 介護予防ケアマネジメント事業

(4) 認知症初期集中支援推進事業

認知症が疑われる方や認知症の方とその家族に早期に関わり、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、「認知症初期集中支援チーム」により、早期診断・早期対応に向けて初期段階の支援を包括的・集中的に行う体制を構築していく。

(5) 認知症ケア向上推進事業

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の方に対して、効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進する。

(6) 見守り台帳整備事業

民生委員児童委員等と連携して、高齢者、障がい者、児童等の要援護者を把握し、地域の見守り支援や災害時の安否確認、避難行動の支援など、安全かつ安心して暮らしていくことのできる地域づくりを推進していくために見守り台帳を整備していく。

[障がい者への支援の充実]

(1) 障害者基幹相談支援センター事業（新規）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として以下の業務を行う。

- ・ 総合的、専門的な相談支援の実施
- ・ 障害者虐待に対する虐待防止及び障害者等の権利の擁護
- ・ 地域の相談支援体制の強化の取組み
- ・ 自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組み

[社会的援護を必要とする人の権利擁護]

(1) 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで、契約締結能力がある判断能力不十分な方と契約を結び、地域で自立した生活を送れるよう支援する。

本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを通して支援する。

(2) 法人後見事業

成年後見制度の利用が必要な方に対し、当会が家庭裁判所の審判を経て、法人として成年後見人、保佐人または補助人に就任し、その人らしい安心した生活を送れるように、身上保護と財産管理を中心に支援する。また、成年後見人等において、後見監督人が必要な方に対し、当会が法人として家庭裁判所の選任により、法人後見監督人として適切な指導監督を行う。

(3) 成年後見制度利用促進に伴う中核機関委託事業

牛久市成年後見制度利用促進計画に基づき、保健、医療、福祉及び司法を含めた地域連携ネットワークの中核となる機関事業を行う。

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
- ・ 広報事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 関係機関連携事業
- ・ 成年後見制度利用促進事業
- ・ 後見人等支援事業
- ・ 不正防止効果の取り組みに向けた事業

〔課題解決のための情報提供及び支援〕

(1) 自立相談支援事業

就職や住まい、家計管理などの不安や困りごとを相談支援員が伺い、個別プランを作成等して問題の解決に共に取り組み、自立に向けた支援を行う。必要な制度がない場合は、関係機関や地域住民と協議し、新たな社会資源の開発に取り組む。

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 就労準備支援事業
- ・ 家計改善支援事業

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者及び高齢者世帯の方に、資金の貸付と合わせて必要な相談支援を行う。経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるように支援する。

(3) 小口資金貸付事業

低所得等の世帯を対象に、緊急一時的な資金として貸付を行うことにより、経済的自立や生活の安定を支援する。

(4) 歳末たすけ合い配分事業

新たな年を迎える時期にあたり、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民の皆様の協力により集められた「歳末たすけあい募金」を、地域住民の協力を得て援護を必要とする方々のために活用し、生活意欲の高揚を助長するとともに、住民のたすけあい精神及び隣人愛意識の向上を図る。

- ・ 地域と連携した支援活動 12月

Ⅲ. ニーズにあったサービスの開発と実施

生活課題の多様化・個別化に対し、関係機関等との連携を図りながら、質の高い福祉サービスを提供するとともに、新しいサービスを開発し実施する。

〔ニーズに即した介護保険事業の展開〕

(1) 居宅介護支援事業

要介護または要支援認定を受けている方に対して、居宅サービス計画の作成を行い、関係機関との調整を行う。介護保険サービスだけでなく、インフォーマルサービス、地域資源の活用や、民生委員、住民等と連携したケアマネジメントを行っていく。

(2) 通所介護事業

要介護または要支援認定を受けている方に対して、デイサービスにて入浴、食事の提供を行い、心身の状態を健康に保ちながら過ごす。また、創作活動や機能訓練、レクリエーションに楽しく取り組み、身体機能の維持・向上を目指しながら介護者の負担軽減を図る。併せて、その方の体調や生活リズムに応じて、短時間のサービス提供を行う。

(3) 訪問介護事業

要介護または要支援認定及び障害者総合支援法による認定を受けている方に対して、自宅において食事や掃除などの家事援助や入浴などの身体介助、通院や外出などのサポートを行い、在宅生活を続けるための支援を行う。また、早朝・夜間など利用者のニーズに合わせた支援を行う。

〔ニーズに即した障害福祉サービスの展開〕

(1) 知的障害者デイサービス事業

利用者が可能な限りその地域における生活が継続できるよう通所による障害福祉サービスを提供し、日常生活上の援助、日中活動支援等を行い、一人ひとりが働く喜びや生きがいを感じ、毎日笑顔で過ごすことで、日常生活が豊かになるように努める。併せて、今後の利用者の高齢化、障がいの重度化、多様化に対応するため、また、利用者が住み慣れた地域で暮らし続けていくために、サービスの充実を図る。

【就労継続支援(B型)事業】

請負作業やパン・クッキー製造等の生産活動、その他の活動の機会の提供を行う。また工賃向上を目指し、生産活動等に必要な知識・能力の維持・向上を図る。

【自立訓練(生活訓練)事業】

生活訓練や社会生活訓練、作業訓練等を通して、地域生活を営むうえで必要な日常生活能力の向上や就労につなげるために必要な支援を行う。様々なことに挑戦し、得意なことや好きなこと、課題などを見つけながら将来に対する展望を考える。

【生活介護事業】

日常生活上の支援や創作的活動、生産活動の機会を提供し、身体機能、生活能力の維持・向上のために必要な援助を行う。また、医療的ケアやリハビリテーションなど、個々のニーズに応じた支援を行う。

(2) 身体障害者デイサービス事業

在宅の身体障がい者に対し、社会参加・地域参加・自立の促進を図るため、個々の課題に合わせた訓練や、より豊かな生活を送るための生きがい活動を実施し、併せて関係機関と連携を図り総合的な支援を行う。

【訓練活動】

理学療法士や作業療法士等による指導のもと、機能訓練や日常動作訓練、実生活で生かせるよう屋外での移動訓練や外出活動を行い、身体機能の維持・向上及び生活機能の向上を図る。

【生きがい活動】

より豊かな生活を送るために、創作活動や趣味教養活動を通じて、自己実現の機会を設け、楽しみや仲間づくりのできる活動を行う。また、達成感や喜びを感じながら創作活動やスポーツに取り組むことで身体機能の維持・向上を図り、日常生活においても意欲的に生活できるよう支援を行う。

(3) 放課後等デイサービス事業

障がいのある児童に対し、放課後や休日に安心して過ごせる居場所として、余暇の充実、生活能力の向上、社会参加の促進、就労を見据えた作業の練習など、学びの機会の提供や必要な支援を行う。また、医療的ケアやリハビリテーション、保護者への相談支援などを提供する。

(4) 福祉タクシー利用料金助成事業

重度の障がい者の医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成することによって、障がい者の福祉の増進を図る。

- ・身体障害者手帳 1・2 級の方
- ・療育手帳㊤・A の方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

※ただし、本人若しくは家族が自動車税の減免を受けている方は対象外

(5) 補助犬飼育管理費助成事業

盲導犬、介助犬、聴導犬を飼育し利用している身体障がい者に対し、自立及び社会参加の促進を図るため、飼育管理に要する費用の一部を助成する。

(6) 点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な重度の視覚障がい者を対象に、広報紙や市議会だよりを点訳及び音訳し、地域生活上で必要な情報を提供することにより、重度の視覚障がい者の社会参加を促進するために実施する。また、視覚障がい者が必要とする情報を十分に取得し、円滑な意思相通が図れるよう情報提供のあり方について実態を調査する。

〔ニーズに即した児童発達支援事業・保育園事業の展開〕

(1) こども発達支援センター事業

障がい等により発達支援の必要な乳幼児期の児童を早期に発見し、小集団及び個別による療育支援を行うことで、心身の発達を促す。また、幼稚園や保育園等の関係機関と連携を図りながら、就園・就学に向けた支援を行う。

(2) ふれあい保育園事業

【牛久ふれあい保育園】

【牛久ふれあい保育園 ひたち野うしく駅前分園】

【奥野さくらふれあい保育園】

【上町ふれあい保育園】

【上町ふれあい保育園 牛久駅前分園】

「丈夫な身体 豊かな心」を保育目標とし、ひとりひとりに即した保育をしながら、「あいさつができる子ども」、「正しい判断ができ人間性豊かな子ども」、「自立心があり創造性が豊かで協調性のある子ども」、「感情豊かに五感を感じる子ども」の育成を目指す。また、小学校及び義務教育学校との連携を積極的に行い、地域の子育て拠点となるような事業を推進する。

3. 地域の福祉力を高める。

I. 支えあう心を養う

福祉の心を養い、地域福祉活動への関心を高める環境を整備する。

〔情報発信による地域福祉活動の活性化〕

(1) 「こんにちは！社協です」の発行

福祉への関心を高め、社協への理解を深めてもらうために、社協事業やボランティア情報、地域の福祉活動など、さまざまな福祉に関する情報を掲載した広報紙を発行し、会員の増強と事業への参加協力につなげる。

・広報紙の発行 年4回（6月、9月、1月、3月） 全戸配布

(2) 社協パンフレットの配布

社協の主事業をまとめた総合パンフレットを作成し、市民に広く配布することにより、社協への理解を深めるとともに、会員の増強と事業への参加協力につなげる。

・社協パンフレットの作成及び配布

(3) 地域かわら版普及事業

地域で活用できる市保健福祉部及び市社協等の情報を提供し、住民参加のまちづくりの啓発を図る。

・行政区を対象に、月1回地域かわら版を発行

・FM-UU うしくうれしく放送で、地域かわら版情報を放送（月～金曜日）

(4) ホームページによる情報発信

ホームページにより最新情報を発信し、SNS も活用することで、社協活動や地域の福祉活動をより多くの市民に伝え、会員の増強と事業への参加協力につなげる。

II. 小地域福祉活動の推進

小地域福祉活動の基盤を整備し、住民主体の活動を支援する。

[小地域福祉活動の基盤づくりと活動支援]

(1) 牛久市地域福祉活動計画の遂行

「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の普及を図るため、市民（地域・学校・団体・企業等）への啓発を進める。また、牛久市と連携して地域の実情に即した地域福祉活動の推進を図る。

(2) 地域福祉活動のコーディネート

各地区社協の地域性を捉え、住民同士の交流や見守り体制づくりなど、課題に応じた住民主体の活動が意欲的に展開されるよう、地域福祉コーディネーターが多面的に支援する。

・地区社協活動の支援

牛久小学区地区社協、二小学区地区社協、おくの地区社協、神谷小学校区地区社協、向台小学校区地区社協、岡田小学校区地区社協、中根小学校区地区社協、ひたち野うしく小学校区地区社協(設立順)

(3) 地区社協活動支援助成事業

地区社協に、社協会費及び共同募金配分金を活用した助成金を交付し、地域の実情に即した地区社協活動の促進を図り、地域住民による地域福祉の増進に寄与する。

(4) 地区社協支援事業

地区社協へ運営費を助成し、地区社協の基盤づくりを進め、住民主体による新たな支え合い助け合いのまちづくりを普及する。地区社協活動を推進するため、地域福祉コーディネーターを設置し、円滑な事業運営を支援する。

(5) 認知症の人を支えるまちづくり事業

福祉教育の一環として、小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を地域包括支援センターと連携して実施し、こどものときから支えあいの大切さや思いやりの心を養う。

(6) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置することにより、地域における生活支援の担い手やサービス開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。

・第1層協議体の設置（市全域）

・第2層協議体の設置（8小学校区域）

(7) 福祉委員会

各行政区から選出された福祉委員に社協活動への理解を深めていただき、社協会員の募集及び共同募金運動への協力を依頼する。

〔人や地域がつながる活動の支援〕

(1) 牛久市地域福祉活動計画の遂行

住民主体の地域福祉活動を推進するため、市内で地域福祉活動を行っている団体等へ、共同募金配分金を活用し活動費の助成を行う。

(2) 地区社協ボランティア移送サービス事業

牛久市地域公共交通計画に基づき、小学校区を単位として、地区社協が主体となり実施する移送サービスの円滑な事業運営を支援する。事業実施については、「牛久市生きがいサポート協働事業実施要綱」を適用する。

- ・二小学区地区社会福祉協議会（毎週火・金曜日）
- ・岡田小学校区地区社会福祉協議会（毎週月・水・木曜日）
- ・向台小学校区地区社会福祉協議会（毎週月・火・金曜日）

(3) ふれあいサロン活動の推進

高齢者や障がい者及び子育て中の親など、閉じこもりがち孤立しがちな人たちが、地域で健やかに心豊かに暮らせるよう、住民同士が身近な地域を拠点として支え合うふれあいの場（ふれあいサロン）の活動を多面的に支援することで、円滑なる活動を促進し、より多くの地域へ普及する。

- ・地域サロン 56 ヲ所、子育て 6 ヲ所 計 62 ヲ所

〔住民参加による相互扶助活動の充実〕

(1) 有償在宅福祉サービス事業

高齢の方や障がいのある方、またその家族の日常生活上の負担を少しでも軽減するため、地域住民の参加協力を得て、家事援助等を行う会員方式の有償在宅福祉サービスを行う。

- ・家事援助サービス

(2) ファミリーサポートセンター事業

既存の保育サービスでは対応しきれない保育ニーズに応じ、女性の社会参加を促進し、安心して子育てができる地域づくりを図るため、子育てをサポートする会員方式の有償在宅福祉サービスを行う。

- ・保育サービス
- ・家事援助サービス

(3) 重度身体障害者移送サービス事業

身体上の理由により、単独での歩行が困難且つ公共交通機関の利用が困難な方に対し、地域住民の参加協力を得て、社会参加のための移動の支援を行う会員方式の有償在宅福祉サービスを行う。

- ・送迎サービス

Ⅲ. ボランティア・市民活動の活性化

活動支援体制を強化し、常に新たなニーズに対応できる、市民に役立つボランティア・市民活動センターの充実を図る。

〔個々の活動支援と団体相互の連携強化〕

(1) 育成支援活動

ボランティア・市民活動を促進するため、各種講座等を実施する。福祉教育を推進するため、地域や学校等における福祉教育やボランティア活動の現状を把握する。

- ・はじめてボランティア講座
- ・NPO入門講座
- ・親子ふれあい体験
- ・学生ボランティア講座
- ・声の広報音訳ボランティア養成講座

(2) ネットワーク活動

活動団体等の把握と登録を促進するとともに、ボランティア・市民活動団体や地域福祉活動団体等との連携・協働活動等を進める。

- ・ボランティア・市民活動リーダー研修会
- ・施設等のボランティア担当者研修会
- ・子どもに関する団体のネットワーク研修会
- ・高校生のネットワークイベント

〔新たなニーズにも対応できる機能の整備と充実〕

(1) 相談・あっせん活動

ボランティア登録の充実を図り、ボランティアの活動の場を拡大する。ボランティアに関する相談やコーディネートを行う。

- ・ボランティア登録情報の整備及び管理

(2) センター機能充実

運営委員会によりセンター機能を検討し市民に役立つセンターの充実を図る。

- ・運営委員会等の定期的な実施 年2回、研修1回
- ・活動拠点の基盤整備、印刷機材等の貸出
- ・災害ボランティアセンター運営訓練の実施

4. 役に立つ組織に再構築する。

I. 職員教育の徹底

職員研修の充実を図り、住民の視点に立った地域福祉の推進役となる専門性を持った職員を育成する。

〔計画的な職員の育成〕

(1) 計画的な職員の採用及び育成

計画的な職員採用試験の実施及び、新任職員の計画的な育成を実施する。

(2) 職員研修履歴に基づく専門研修、階層別研修の提示

II. 安定した財源の確保

コスト意識を徹底し、効果的で効率的な自律した経営に努める。

〔積極的な財源の確保〕

(1) 会員会費の確保

(2) 寄付金の運用

(3) 公費財源の確保

(4) 事業収入の確保

(5) 社協広報紙への有料広告掲載

III. 計画の進行管理

この計画の進捗状況を確認し、進行を管理する。

〔理事会による進行管理〕

(1) 理事会による進行管理

IV. 適切な法人運営、事務局運営

地域住民とともに住みよいまちづくり実現を目指すための組織、運営体制の整備に努める。

〔事務局運営体制の整備〕

(1) 効率的な事務局運営

(2) リスクマネジメントの強化

〔情報発信機能の充実〕

(1) 効果的なパブリシティの促進

社協活動や福祉活動など、福祉に関する情報が、日常生活の中でより多くの住民に届くよう、新聞や情報紙、SNS等に適切な情報提供・発信を行い、効果的なパブリシティを促進する。